

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
令和3年度第1回臨時理事会（決議の省略）議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年4月9日
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 保坂 政彦
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 保坂 政彦
- 4 理事の現在数 9名  
監事の現在数 1名
- 5 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 令和3年度事業計画の変更及び収支予算の補正に関する件

**1. 「中小企業等による感染症対策助成事業」のリニューアル 42.4億円**

コロナ対策リーダーを置く飲食店など、都内中小企業・グループ等を対象に、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を助成

**(1) ガイドライン等に基づく対策実行支援事業の延長 27.4億円**

申請受付期間：令和3年6月30日（水） ※従来は4月30日（金）

(A) 単独申請

(B) グループ（3者以上）申請

・消耗品の共同購入費に対する助成金

(C) 飲食団体申請

・指定された消耗品の共同購入費に対する助成金 ※都内の法人格を有する団体等

**(2) コロナ対策リーダー実施店舗に対する支援【新規】 15億円**

・申請主体：店舗にコロナ対策リーダーを配置する飲食店等

※都内中小企業者（会社・個人事業主）に限る

・対象経費：CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液

**2. 飲食事業者の業態転換支援事業の延長 6.7億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、宅配やテイクアウトサービス等を新たに開始する際の初期費用等を助成

・申請受付期間：令和3年6月30日（水） ※従来は4月30日（金）

以上のとおり、理事長 保坂 政彦が理事及び監事の全員に対し、上記事項について提案書を発し、当該提案につき、書面により、理事の全員から同意の意思表示を、監事から異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の規定により、理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、議事録の作成に係る職務を行った理事が署名押印する。

令和 3 年 4 月 9 日  
公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 保坂 政彦